

改正後（案）	現行
<p>1、2及び3 【略】 （予算決算委員会運営要綱第5条関係）</p> <p>4 <u>総括質疑及び締めくくり質疑の対象について、原則次のとおりとする。なお、審査のパターンについて、別表のとおり定める。</u></p> <p><u>（1）総括質疑</u> <u>当初予算又は決算に関する議案に限る。</u></p> <p><u>（2）締めくくり質疑</u> <u>付託議案全部とする（ただし、第1回定例会先議を除く。）。</u></p> <p>（予算決算委員会運営要綱第6条関係）</p> <p>5 総括質疑及び締めくくり質疑について</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）【略】</p> <p>（3）資料の配付 質疑において資料の配付等をしようとする場合は、質疑実施日の前日（休日を除く。）午後5時までに次に掲げる資料を提出するものとする。</p> <p>ア 貸与タブレット端末に資料を掲載し、紙資料を配付する場合 氏名を記載した資料の原本、その写し80部及び掲載する資料の電子データ</p> <p>イ 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>別表</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">予算決算委員会 審査パターン</p> <p>※ 概況説明について、第1回定例会及び第3回定例会は定例会開会前の議員全員会議において実施し、第2回定例会及び第4回定例会は分科会当日に文書にて確認する。</p>	<p>1、2及び3 【略】 （予算決算委員会運営要綱第5条関係）</p> <p>4 <u>議案に応じた審査のパターンの原則を別紙の一覧表のとおり定める。</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p>（予算決算委員会運営要綱第6条関係）</p> <p>5 総括質疑及び締めくくり質疑について</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）【略】</p> <p>（3）資料の配付 質疑において資料の配付等をしようとする場合は、質疑実施日の前日（休日を除く。）午後5時までに次に掲げる資料を提出するものとする。</p> <p>ア 貸与タブレット端末に資料を掲載し、紙資料を配付する場合 氏名を記載した資料の原本、その写し100部及び掲載する資料の電子データ</p> <p>イ 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>別表</p> <p style="text-align: right;">別表</p> <p style="text-align: center;">予算決算委員会 審査パターン表</p> <p>※1 1、3定補正予算、当初予算、決算の概況説明は定例会開会前の議員全員会議において実施 ※2 2、4定補正予算の概況説明は文書にて確認</p>

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。